

令和3年2月15日

安曇野市教育委員会

令和3年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

<b>議案第 1 号</b>	教育部 学校教育課
令和 3 年 2 月 15 日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正の承認
要旨	市では、公共施設の配置の適正化が課題となっていることから、教職員住宅の低利用状況を踏まえ、利用が特に低い細萱教職員住宅及び老朽化が進んでいる上原教職員住宅、上原北教職員住宅（校長住宅）を廃止します。
説明	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正し、細萱教職員住宅、上原教職員住宅及び上原北教職員住宅（校長住宅）の廃止。</p> <p>(2) 借受人資格の追記。</p> <p>(3) 「水道料金と下水道料金の使用料」の表記の修正。</p> <p>2 改正の理由</p> <p>(1) 教職員住宅全体の利用率が令和元年度末で 50.7%であり、計画的に教職員住宅数を縮減するため。</p> <p>(2) 借受人の定義を明確にするため。</p> <p>(3) 「上下水道の使用料」「水道等の料金」の表記を「水道料金と下水道の使用料」に統一するため。</p> <p>3 施行日 令和 3 年 4 月 1 日</p>

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）をここに公布する。

第1条中「安曇野市立学校教職員」を「学校の教職員」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（借受人の資格）

第4条の2 住宅を借り受けることができる者は、安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に規定する小学校又は中学校に勤務する教育職員等（教育職員免許法（平成24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員、栄養士、事務員その他の職員をいう。）をいう。）とする。

第13条第1号中「及び上下水道」を「水道料金及び下水道」に改める。

第16条中「うえ」を「上」に改める。

第17条第2項第2号中「水道等の料金」を「水道料金及び下水道の使用料」に改める。

別表中

「

細萱教職員住宅 15号から18号まで	4	安曇野市豊科南穂高 3626番地2	80.97	29,800	平成3年 度	RC
東小教職員住宅 35号（校長住 宅）	1	安曇野市豊科田沢 7040番地49	79.50	7,350	昭和56年 度	W

」を

「

東小教職員住宅 35号（校長住 宅）	1	安曇野市豊科田沢 7040番地49	79.50	7,350	昭和56年 度	W
--------------------------	---	----------------------	-------	-------	------------	---

」に、

上原北教職員住宅（校長住宅）	1	安曇野市穂高8106番地24	77.43	7,100	昭和61年度	W
橋爪教職員住宅	6	安曇野市穂高有明4951番地1	39.60	8,900	平成8年度	S
橋爪教職員住宅（校長住宅）	2	安曇野市穂高有明4951番地1	68.04	16,500	平成8年度	S
上原教職員住宅	1	安曇野市穂高8147番地14	59.62	4,900	昭和59年度	W

」を

橋爪教職員住宅	6	安曇野市穂高有明4951番地1	39.60	8,900	平成8年度	S
橋爪教職員住宅（校長住宅）	2	安曇野市穂高有明4951番地1	68.04	16,500	平成8年度	S

」に改

める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>学校の教職員</u>を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の物件（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。</p> <p><u>（借受人の資格）</u></p> <p><u>第4条の2 住宅を借り受けることができる者は、安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に規定する小学校又は中学校に勤務する教職員等（教育職員免許法（平成24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員、栄養士、事務員その他の職員をいう。）をいう。）とする。</u></p> <p>(使用者の費用負担)</p> <p>第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道料金及び下水道の使用料</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(退去の手続)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 使用者は、使用した住宅を退去する場において、使用者の責に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>安曇野市立学校教職員</u>を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の物件（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。</p> <p>(使用者の費用負担)</p> <p>第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び上下水道の使用料</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(退去の手続)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 使用者は、使用した住宅を退去する場において、使用者の</p>

改正後	改正前
<p>帰すべき修繕箇所があるときは、これを修繕した<u>上</u>、教育委員会の検査を受けなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 管理者は、当該共同住宅に係る次に掲げる業務を処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用に係る電気、ガス、<u>水道料金及び下水道の使用料</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>責に帰すべき修繕箇所があるときは、これを修繕した<u>うえ</u>、教育委員会の検査を受けなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 管理者は、当該共同住宅に係る次に掲げる業務を処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用に係る電気、ガス、<u>水道等の料金</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

別表 (第10条関係)		別表 (第10条関係)					
住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 m <sup>2</sup>	1戸当たり貸付料月額 円	建築年度	構造	
削る。		安曇野市 豊科田沢 7040番地 49	79.50	7,350	昭和56年 度	W	
東小教職員住宅35号(校長住宅)	1	安曇野市 豊科南穂 高3626番 地2	80.97	29,800	平成3年 度	RC	
細萱教職員住宅15号から18号まで	4	安曇野市 豊科南穂 高3626番 地2	80.97	29,800	平成3年 度	RC	

改正後				改正前					
(略)									
削る。				安曇野市 穂高8106 番地24	1	77.43	7,100	昭和61年 度	W
橋爪教職員住 宅	6	安曇野市 穂高有明 4951番地 1	39.60	8,900		39.60		平成8年 度	S
橋爪教職員住 宅(校長住 宅)	2	安曇野市 穂高有明 4951番地 1	68.04	16,500		68.04		平成8年 度	S
削る。				安曇野市 穂高8147 番地14	1	59.62	4,900	昭和59年 度	W
(略)									

備考 表中Wは木造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

備考 表中Wは木造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

<b>議案第2号</b>	教育部 文化課
令和3年2月15日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市文書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館条例施行規則の一部を改正する規則の承認
要旨	安曇野市情報公開条例の改正に伴い、同条例と内容の統一を図るため改正を行います。
説明	<p>安曇野市情報公開条例の改正では第7条（公文書の公開義務）が、第5条（開示義務）とされたため、第7条を引用していた箇所を第5条第1項と改正します。また、令和2年度から安曇野市誌編さん事業が開始されたことに伴い、「安曇野市史」としていた箇所を「安曇野市誌」と改めます。加えて、別表第3重要文書等利用制限基準の利用を制限することができる期間の表記の統一を図ります。</p> <p>1. 条例の名称 安曇野市文書館条例施行規則</p> <p>2. 施行日 令和3年4月1日</p>



安曇野市文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市文書館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市文書館条例施行規則（平成30年安曇野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市史編さん事業」を「市誌編さん事業」に改める。

別表第2中「市史編さん事業」を「市誌編さん事業」に改める。

別表第3中「第7条第2号」を「第5条第1項第2号」に、「年度のから」を「年度の翌年度から」に、「第7条第3号から第6号」を「第5条第1項第3号から第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市文書館条例施行規則（平成30年安曇野市教育委員会規則第2号）

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>(1) 地域の推移や行政運営上の意思決定等がわかるもの</p> <p>(2) 地域の地理的、社会的又は文化的な形成過程がわかるもの</p> <p>(3) 後世に大きな影響を与えた地域にゆかりのある個人に関するもの</p> <p>(4) <u>市誌編さん事業</u>を行う上で欠くことができないと判断されるもの</p> <p>(5) 地域の特色ある事象が明確になるものなど教育委員会が歴史的又は文化的価値を有すると判断したものと判断したもの</p>	<p>ア 昭和の合併以前に作成又は取得した文書</p> <p>イ 合併前の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村又は明科町で作成若しくは取得した文書</p> <p>ウ 市で作成又は取得した文書</p>	<p>原則として全て移管する。</p> <p>(ア) 条例、規則、訓令、告示等の例規に関するもの</p> <p>(イ) 各種制度及び行政組織の新設並びに改廃に関するもの</p> <p>(ウ) 沿革に関するもの</p> <p>(エ) 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関するもの</p> <p>(オ) 調査、統計の総括結果に関する重要なもの</p> <p>(カ) 予算、決算及び収支等財政状況、監査、補助金に関する重要なもの</p> <p>(キ) 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要なもの</p> <p>(ク) 主要な公共施設建築等に関するもの</p> <p>(ケ) 主要な叙位叙勲、褒章、表彰等に関するもの</p> <p>(コ) 主要な請願、要望、争訟等に関するもの</p> <p>(サ) 総合計画、重点施策等に関するもの</p> <p>(シ) 重要な行事、事件、災害等に関するもの</p>	<p>原則として全て移管する。</p> <p>(ア) 条例、規則、訓令、告示等の例規に関するもの</p> <p>(イ) 各種制度及び行政組織の新設並びに改廃に関するもの</p> <p>(ウ) 沿革に関するもの</p> <p>(エ) 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関するもの</p> <p>(オ) 調査、統計の総括結果に関する重要なもの</p> <p>(カ) 予算、決算及び収支等財政状況、監査、補助金に関する重要なもの</p> <p>(キ) 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要なもの</p> <p>(ク) 主要な公共施設建築等に関するもの</p> <p>(ケ) 主要な叙位叙勲、褒章、表彰等に関するもの</p> <p>(コ) 主要な請願、要望、争訟等に関するもの</p> <p>(サ) 総合計画、重点施策等に関するもの</p> <p>(シ) 重要な行事、事件、災害等に関するもの</p>

改正後

	るもの (ス) 刊行物のうち主要なもの (セ) 印刷物のうち主要なもの (ソ) 前各号に掲げるもののほか <u>市誌編さん事業</u> に欠くことができないと判断されるもの	
工	作成又は取得した図面及び電磁的記録	(ア) 作成又は取得した図面のうち主要なもの (イ) 市の広報用写真や映像等のうち主要なもの (ウ) 前各号に掲げるもののほか、 <u>市誌編さん事業</u> に欠くことができないと教育委員会が判断するもの

別表第2 (第4条関係)

(略)	(1) 地域の推移や行政運営上の意思決定等がわかるもの (2) 地域の地理的、社会的又は文化的な形成過程がわかるもの (3) 後世に大きな影響を与えた市域にゆかりのある個人に関するもの (4) <u>市誌編さん事</u>	ア 古文書又は古記録に分類されるもの イ 近現代資料に分類されるもの	(ア) 江戸時代以前の支配及び明治以降の町村制に関するもの (イ) 土地の管理に関するもの (ウ) 租税に関するもの (エ) 江戸時代以前の村若しくは明治以降の町会及び自治区に関するもの (オ) 人口に関するもの (カ) 水利に関するもの (キ) 土木事業に関するもの (ク) 農業及び産業に関するもの (ケ) 交通に関するもの (コ) 林野の管理に関するもの (サ) 商業及び工業に関するもの
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正前

	るもの (ス) 刊行物のうち主要なもの (セ) 印刷物のうち主要なもの (ソ) 前各号に掲げるもののほか <u>市史編さん事業</u> に欠くことができないと判断されるもの	
工	作成又は取得した図面及び電磁的記録	(ア) 作成又は取得した図面のうち主要なもの (イ) 市の広報用写真や映像等のうち主要なもの (ウ) 前各号に掲げるもののほか、 <u>市史編さん事業</u> に欠くことができないと教育委員会が判断するもの

別表第2 (第4条関係)

(略)	(1) 地域の推移や行政運営上の意思決定等がわかるもの (2) 地域の地理的、社会的又は文化的な形成過程がわかるもの (3) 後世に大きな影響を与えた市域にゆかりのある個人に関するもの (4) <u>市史編さん事</u>	ア 古文書又は古記録に分類されるもの イ 近現代資料に分類されるもの	(ア) 江戸時代以前の支配及び明治以降の町村制に関するもの (イ) 土地の管理に関するもの (ウ) 租税に関するもの (エ) 江戸時代以前の村若しくは明治以降の町会及び自治区に関するもの (オ) 人口に関するもの (カ) 水利に関するもの (キ) 土木事業に関するもの (ク) 農業及び産業に関するもの (ケ) 交通に関するもの (コ) 林野の管理に関するもの (サ) 商業及び工業に関するもの
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後

改正前

<p>業を行う上で欠く ことができないと 判断されるもの (5) 市域の特色あ る事象が明確にな るものなど教育委 員会が歴史的又は 文化的価値を有す ると判断したもの</p>	<p>(シ) 金融に関するもの (ス) 寺社に関するもの (セ) 宗教及び信仰に関するもの (ソ) 教育活動に関するもの (タ) 文化活動に関するもの (チ) 災害に関するもの (ツ) 民生及び衛生に関するもの (テ) 生活の様子がわかるもの (ト) 社会情勢がわかるもの (ナ) 人物同士の交流がわかるもの (ニ) 前各号に掲げるもののほか、<u>市誌</u> <u>編さん事業</u>に欠くことができないと教育 委員会が判断するもの (ヌ) 上記に掲げるものに付随する物品</p>	<p>業を行う上で欠く ことができないと 判断されるもの (5) 市域の特色あ る事象が明確にな るものなど教育委 員会が歴史的又は 文化的価値を有す ると判断したもの</p>	<p>(シ) 金融に関するもの (ス) 寺社に関するもの (セ) 宗教及び信仰に関するもの (ソ) 教育活動に関するもの (タ) 文化活動に関するもの (チ) 災害に関するもの (ツ) 民生及び衛生に関するもの (テ) 生活の様子がわかるもの (ト) 社会情勢がわかるもの (ナ) 人物同士の交流がわかるもの (ニ) 前各号に掲げるもののほか、<u>市誌</u> <u>編さん事業</u>に欠くことができないと教育 委員会が判断するもの (ヌ) 上記に掲げるものに付随する物品</p>
<p>ウ 典籍に分類 されるもの</p>	<p>(ア) 市域において刊行されたもの (イ) 市域に関して特徴的な記述のある もの (ウ) 前2号に関するものうち市が以 前に取得していないもの (エ) 小分類ア及びビイに付随するもの</p>	<p>ウ 典籍に分類 されるもの</p>	<p>(ア) 市域において刊行されたもの (イ) 市域に関して特徴的な記述のある もの (ウ) 前2号に関するものうち市が以 前に取得していないもの (エ) 小分類ア及びビイに付随するもの</p>
<p>エ 刊行物その 他の記録</p>	<p>(ア) 市域で配布されている刊行物のう ち主要なもの (イ) 市域で配布されている印刷物のう ち主要なもの (ウ) 市域に関して特徴的な記述のある 図面 (エ) 市域に関する写真、映像等のうち 主要なもの (オ) 前各号に掲げるもののほか、<u>市史</u> <u>編さん事業</u>に欠くことができないと教育</p>	<p>エ 刊行物その 他の記録</p>	<p>(ア) 市域で配布されている刊行物のう ち主要なもの (イ) 市域で配布されている印刷物のう ち主要なもの (ウ) 市域に関して特徴的な記述のある 図面 (エ) 市域に関する写真、映像等のうち 主要なもの (オ) 前各号に掲げるもののほか、<u>市誌</u> <u>編さん事業</u>に欠くことができないと教育</p>

改正後

改正前

委員会が判断するもの

委員会が判断するもの

別表第3 (第8条関係)

別表第3 (第8条関係)

(略)

(略)

(1) 安曇野市情報公開条例第5号第1項第2号に規定する情報が記載されたものうち、個人情報であって、一定の期間は、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 学歴又は職歴  
イ 財産又は所得  
ウ 採用、選考又は任免  
エ 勤務評定又は職務  
オ 氏名

文書作成の日の属する年度の翌年度から50年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

(1) 安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第7条第2号に規定する情報が記載されたものうち、個人情報であって、一定の期間には、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 学歴又は職歴  
イ 財産又は所得  
ウ 採用、選考又は任免  
エ 勤務評定又は職務  
オ 氏名

文書作成の日の属する年度の翌年度から50年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

(2) 安曇野市情報公開条例第5号第1項第2号に規定する情報が記載されたものうち、重要な個人情報であって、一定の期間は、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 国籍、人種又は民族  
イ 家族、親族又は婚姻  
ウ 信仰  
エ 思想  
オ 伝染性の疾病、身体障害その他の健康状態

文書作成の日の属する年度の翌年度から80年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

(2) 安曇野市情報公開条例第7条第2号に規定する情報が記載されたものうち、重要な個人情報であって、一定の期間には、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 国籍、人種又は民族  
イ 家族、親族又は婚姻  
ウ 信仰  
エ 思想  
オ 伝染性の疾病、身体障害その他の健康状態

文書作成の日の属する年度の翌年度から80年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

(3) 安曇野市情報公開条例第5号第1項第2号に規定する情報が記載されたものうち、重要な個人情報であって、一定の期間は、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 門地  
イ 遺伝性の疾病、精神障害その他の健康状態  
ウ 犯罪歴又は補導歴

文書作成の日の属する年度の翌年度から110年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

(3) 安曇野市情報公開条例第7条第2号に規定する情報が記載されたものうち、重要な個人情報であって、一定の期間には、当該個人利益を害するおそれがあるものと認められるもの

ア 門地  
イ 遺伝性の疾病、精神障害その他の健康状態  
ウ 犯罪歴又は補導歴

文書作成の日の属する年度の翌年度から110年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)

改正後		改正前	
<p>することにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの</p> <p>(4) 安曇野市情報公開条例第5条第1項第3号から第6号に規定する情報が記載されたもの</p> <p>(略)</p>		<p>はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの</p> <p>(4) 安曇野市情報公開条例第7条第3号から第6号に規定する情報が記載されたもの</p> <p>(略)</p>	<p>文書作成の日の属する年度の翌年度から30年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)</p> <p>文書作成の日の属する年度の<u>から</u>30年を経過する年度の3月31日(当該日において制限する期間を再判断するものとする。)</p>

<b>議案第3号</b>	教育部 各課
令和3年2月15日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 後援2件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
32	R3.2.2	文化	春の特別展「器展 ～古代南イタリヤの 器から絵画の中の 器まで～」	公益財団法人 安曇野文化財 団 理事長 嶋大幸	申請者と同 じ	後援	安曇野市内の多くの市民 および教育機関に広報・周 知するため。	2月2日	令和3年5月1日(土) ～5月30日(日)午前 9時から午後5時(入 館は午後4時半ま で)	安曇野市豊 科近代美術 館2階展示室	「器」をテーマに、当館を管理運 営する安曇野文化財団が所蔵す る生活工芸品コレクションより陶 器とガラス器、館所蔵の作品と県 内の美術館収蔵作品より「器」の 描かれた作品を合わせて展示す る。	財団所蔵の「陶器」「ガラス器」「器」の 描かれた絵画作品」等々を展示する。 入場料:一般520(410)円、大高生310 (200)円※( )内は20名以上の団体料 金	-	-	-	取扱基準第3条 第2項により可
33	R3.2.2	文化	安曇野の日展作家 展	公益財団法人 安曇野文化財 団 理事長 嶋大幸	申請者と同 じ	後援	安曇野市内の多くの市民 および教育機関に広報・周 知するため。	2月2日	令和3年6月8日(火) ～6月27日(日)午前 9時から午後5時(入 館は午後4時半ま で)	安曇野市豊 科近代美術 館2階展示室	安曇野市在住の、2014年・改組 新 第1回～2020年・第7回「日展 出品作家(日本画・洋画・工芸・ 書)」による展覧会を行い、市内の 優秀な美術作家を広く一般に紹 介する。	市内在住の日展作家8名による展覧 会。 入場料:一般520(410)円、大高生310 (200)円※( )内は20名以上の団体料 金	-	-	-	取扱基準第3条 第2項により可



令和3年2月15日開催

安曇野市教育委員会 2月定例会 当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第4号</b>	教育部 生涯学習課
令和3年2月15日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長)山口 尊礼

タイトル	令和3年成人式について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p style="text-align: center;">安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する、実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる恐れのある案件として、非公開といたします。</p>

<b>報告第1号</b>	教育部 各課
令和3年2月15日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	文化課 3件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 文化課 後援台帳(令和2年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課委員
29	R3.1. 18	文化	親子で参加できる多言語ワークショップ「多言語ワークショップで話そう。」	一般財団法人 言語交流研究 所 ビジネスアミ リーグループ	申請者と 同じ	後援	平成30年より安曇野市でも活動を開始し、広く周知するため。	1月18日	①令和3年 3月6日 (土)14:00 ~16:00 ②令和3年 3月7日 (日)10:00 ~12:00	○	過去承認	1月19日	①塩原市市民交流センター えんぱーく301 ②安曇野市三郷交差学習センター ゆりのき学習室	多言語環境でこそ育まれる「どこの国の人、どんな世代の人」に対して同じ目標で接することの大切さについて理解を深めてもらう。それを生み出すより良い環境について、親子で体験し共に考える機会とする。	1 多言語活動の紹介 2 いろいろな国の音楽とことばで遊ぼう 3 いろいろなことばで話してみよう 4 メンバーによる体験報告	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可	
30	R3.1. 18	文化	子ども選の映画祭12	一般財団法人 松本映画祭プロジエクト	申請者と 同じ	後援	多くの安曇野市の子どもたちにも参加して欲しい。市内公共施設での告知ポスター・チラシ設置を希望	1月18日	令和3年3月27日 (土)	○	過去承認	1月19日	まつもと市民芸術館ホール	普段映画館で上映されない世界中の良質な作品を選び集め、スクリーンで「映画を観る」体験を通じ、子ども健全な情緒の育成を促す。様々な演出でドキドキワクワクする、ファミリーで楽しめる映画祭の開催。本年度よりメインキャラクターを登場させた新シリーズも全県を見据えた名称に一新し、HPも全面リニューアル。新型コロナ対策を実施し、規模を縮小しながら新生活様式での開催を目指す。	親子で共感できる世界の短編作品をラインアップし、プログラムを組んでいきます。字幕作品はオリジナル日本語吹き替え録音を行い、小さな子どもでも楽しめる配慮をしています。 Aプログラム(幼児~)午前1.5時間 Bプログラム(小学生~)午後1.5時間 程度 4作品+パフォーマンス 度 4作品+パフォーマンス (R1の子どもたちの映画祭11はコロナ禍により中止)	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可	
31	R3.2. 1	文化	ベートーヴェン交響曲全曲演奏会第2回	松本モーツァルトオーケストラ 実行委員会	申請者と 同じ	後援	周辺地域の多くの人に楽しんでいただきたい	2月1日	令和3年5月2日(日) 14:00~ 16:00	○	過去承認	2月2日	松本市音楽文化ホール(メインホール)	モーツァルト作曲の「ディヴェルティメント」他を演奏し市民に楽しんでいただくため。 (令和2年5月5日に予定の演奏会が2回の延期となったもの。内容を弦楽器だけの演奏に変更して実施予定。)	○	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可		

共催・後援イベントの中止状況(文化課)

文書記号No.	定例会合帳No.	変更受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
2文 2267	30	R3.2.1	子ども達の映画祭12	一般財団法人 松本映画祭プロジェクト	後援	令和3年3月27日 (土)	まつもと市民芸術館主ホール	普段映画館で上映されない、世界中の良質な作品を選び集め、スクリーンで映画を観る』体験を通じ、子どもの健全な情緒の育成を願う。様々な演出でドキドキ・ワクワクする、ファミリーで楽しめる映画祭の開催。本年度よりメインキャラクターを一新し、HPも全県も全県を見据えた名称に一変し、HPも全面リニューアル。新型コロナウイルス対策を実施し、規模を縮小しながら新生活様式での開催を目指す。	親子で共感できう世界の短編作品をラインアップし、プログラムを組んでいます。字幕作品はオリジナル日本語吹き替え録音を行い、小さな子どもでも楽しめる配慮をしています。Aプログラム(幼児～)午前1.5時間程度 4作品+Bプログラム(小学生～)午後1.5時間程度 4作品+Bプログラム(小学生～)午後1.5時間程度 4作品+パフォーマンス (R1の子どものための映画祭11はコロナ禍により中止)

# 報告第2号

## 令和2年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

＜学校教育課＞

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学时健診業務	○来年度実施日程調整	○来年度実施日程決定・通知
教職員健康推進事業	○健康診断（総ざらい）実施 2/1（月）～2/22（月）希望者4名	
就学援助事務	○就学援助費 新入学学用品費（事前支給分）受付 期間 1/12（火）～2/12（金）	○後期分支給 ・特別支援就学奨励費 2/24（水） ・就学援助費 3/10（水）  ○事前支給 所得等による資格審査後、 3月下旬の支給を予定。
GIGA スクール構想	○機器整備 ・残り1/3の端末（2400台）購入の仮契約 ・Webカメラ購入の契約 ・検証用として、端末を数台、各校に先行配備  ○活用支援 ・GIGAスクールサポーターの契約 ・GIGAスクールサポーターによる研修の実施 ・Google社が行う研修（KickstartProgram）の実施  ○ICT教育推進委員会の設立 第1回の委員会開催	○機器整備 ・残り1/3の台数（2400台）の 端末の契約（議決案件） ・2/3の台数の端末の納品 ・ネットワーク整備の完了 ・Webカメラの納品  ○活用支援 ・GIGAスクールサポーター及び Google社の研修サービスを 活用した各種研修の開催  ○ICT教育推進委員会の開催
通学路交通安全部会	○第2回通学路交通安全部会 2/12（金） ・過年度点検箇所の進捗状況報告	

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育指導員	1月26日（火） 第3回社会教育指導員移動研修会（明科公民館）	3月上旬 第4回社会教育指導員連絡会議
社会教育委員		3月24日（水） 第3回社会教育委員の会議

### 生涯学習講座推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
日本語教室		3月上旬 日本語教室ボランティア講習会

### 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員		2月16日（火） 第2回人権教育推進委員会小委員会【書面開催】 2月25日（木） 第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議【書面開催】
企業人権教育推進協議会	2月9日（火）監査・理事会【書面開催】	
1/2成人記念 安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～【学校学習編】	2月10日（水）小学校へ人権学習資料（DVD・リーフレット）配布	

### 中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会		3月22日（月） 第3回公民館運営審議会
公民館長会	2月8日（月）第11回公民館長会 ・コロナ感染拡大防止対応について ・令和3年度市公民館報について ・令和3年度公民館基礎・社会教育講座について 他	3月8日（月）第12回
公民館報	2月9日（火）校正会議 ・第59号の内容及び校正について ・令和3年度公民館報について	2月18日（木）企画会議
総合芸術展	2月8日（月）第4回実行委員会 ・出展作品について ・展示会場レイアウトについて ・前日準備及び片づけ等について 他	3月10日（水）～19日（金）展示
公民館大会		3月26日（金） 地区公民館報表彰審査会

作成者：社会教育担当 2021/02/09

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	2月中旬まで 入所決定通知の送付 2月25日（木）児童クラブ支援員研修会（きぼう） 3月末まで 堀金児童クラブの5年生までの対象拡大準備	2月～3月 堀金児童クラブ（新）5年生の募集、審査、入所決定

### 穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	2月～3月用地買収	

### 青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金実績報告受付	2月17日（水）子ども会育成会だより28号発行 3月1日（月）松本地方子ども会育成連絡会 3月4日（木）子ども会育成会連合会常任委員会
青少年センター	2月5日（金）第3回運営委員会	3月19日（金）街頭巡回
親子体験ラボ	2月7日（日）手打ちラーメン 明科公民館	

### 放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室	新型コロナウイルス感染レベル4を受け、1月13日（水）開催分から休止	

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

### 豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第11回安曇野市高校演劇合同発表会	2月7日(日)に予定していた合同発表会は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み中止としました。	
第40回作詞作曲コンクール	2月2日(火) 飯沼信義先生に応募作品の審査依頼 安曇野市内17校の小中学生から作品を募り計150作品の応募がありました。	
豊科公民館講座「コロナの時代を健康に過ごすために」		3月2日(火) 講師 加藤祐美子さん 長野県看護協会感染管理認定看護師

### 豊科公民館施設管理運営事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
高濃度PCB廃棄物処理業務委託	1月12日(火) 豊科公民館から北海道PCB処理事業所へ収集運搬完了	処理完了 3月末 処分業者 JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
豊科公民館大ホール設備保守点検	2月8日(月) ホール舞台吊物装置保守点検	3月4日(木) ホール音響設備点検 3月8日(月) 空調設備保守点検 ※法定検査 3月末 ホール舞台照明機器保守点検 特殊建築物定期点検
豊科公民館ホール受付	2月15日(月) 令和3年度分受付開始	



# 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
東京 2020 オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会		コロナ感染症対策を講じながら、安全・安心な聖火リレーの実施に努める。 ○3月頃 第5回実行委員会開催予定

## スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○ピラティス教室（18歳以上の方） 11月12日（木）～1月21日（木）全10回 参加者：延べ143人 会場：三郷公民館 ○松本山雅親子ふれあい教室（小学1～3年生とその保護者） 1月16日（土）～2月13日（土）全5回 参加者：7組 会場：三郷文化総合体育館	○スポーツ指導者講習会 3月2日（火）開催予定 会場：市役所大会議室 ○安曇野子ども駅伝大会 3月21日（日）開催予定 会場：豊科南部総合公園

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
体育施設管理	1月25日（月）から 穂高総合体育館防火シャッター修繕開始 2月2日（火） 県民豊科運動広場防球ネット追加設置工事入札	契約日から3月末 県民豊科運動広場防球ネット追加設置工事

## 新総合体育館建設事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	指定管理の候補者として「ミズノ・安曇野市体協・A&Sグループ」に決定	3月議会（2月18日提出） 都市計画課にて指定管理者指定の議案を上程

## 令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

### 芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
東京藝術大学連携 事業	第2回リモート楽器演奏指導 講師：東京藝術大学音楽学部 三界准教授ほか2名 2月13日(土) 豊科北中学校吹奏楽部	
あづみのジュニア クラシック音楽会	3月20日(土) 会場：みらい 応募締切：2月10日(水) 対象：小中学生 応募者多数の場合は抽選	

### 美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
美術館・博物館パス ポート	年間スケジュールの作成ができないため、児童・生徒に付き 添う保護者1名の利用を無料とするパスポートとして作成。 12月の利用者数 21人、1月の利用者数 28人	
美術館職員等研修 会	2月26日(金) 午後2時～3時半(リモートにて実施) 豊田市美術館 都筑正敏学芸員 内容：「コロナ禍での豊田市美術館の状況と教育普及活動」 「対話型鑑賞とボランティア」	
実行委員会	第6回専門部会 2月17日(水) 第3回実行委員会 3月中旬	

### 文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
「安曇野の美術」シ ンポジウム	1月24日(日)(リモートにて実施) 聴講 約50人(学生・一般) 司会 金井直(信州大学人文学部教授)	
美術資料等選定委 員会	2月2日(火)(非公開) 議事録次回 資料の寄贈・寄託・所管換え・購入について	
博物館協議会	3月16日(火) 令和3年度事業について	

## 博物館係

## 郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
講座等	こたつ講座(全6回) 第4回:2月6日(土) 第5回:2月20日(土)	こたつ講座 第6回:3月6日(土)
	昔の暮らし体験教室(全9回)※DVDと資料の貸し出しのみ 第8回:2月2日(火)堀金小 第9回:2月5日(金)明北小	
職員派遣等	国営アルプスあづみの公園歳時記イベント「三九郎と繭玉焼き体験」への職員派遣 期日:2月7日(日)	
	安曇誕生の系譜を辿る会主催「安曇野歴史サロン」への職員派遣 期日:2月20日(土)	
	環境課の自然環境保護を目的とする業務への職員派遣 期間:令和2年4月17日(金)~3月31日(水)	
	国営アルプスあづみの公園のフィールド調査及びイベントへの職員派遣 期間:令和2年7月10日(金)~3月31日(水)	

## 新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチャルミュージアム新設	市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」新設に向け関係部署と調整	令和3年3月に一般公開予定
コンパクト展示	「鐘の鳴る丘」と主題歌「とんがり帽子」 会期:1月4日(月)~2月1日(月) 場所:本庁舎	

## 郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	1月~2月冬季休館	
穂高鐘の鳴る丘集会所		

### 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	「瀧澤伸介絵画展」 会期:2月9日(火)～3月7日(日)	

### 文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展	「明科の宝」刊行記念展示 会期:1月10日(日)～3月31日(水)	
講座等	バックヤードツアー 期日:2月28日(日) 場所:文書館	
第3回市誌編さん専門調査会(民俗部会)		期日:3月15日(月) 場所:文書館
重要文書等収集・整理	公開資料点数 80,067点(1月末現在) (1月新規点数/公文書 16,434点、地域資料 403点)	
職員派遣等	岡山県立記録資料館主催「県内市町村の文書管理担当者向け研修」への職員派遣 期日:2月20日(土)	

### 歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』の頒布等	市内10施設で無料頒布終了。市ホームページを通じてPDF版とWebbook版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を調査・執筆し冊子を令和2年度中に刊行予定。	

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	

文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県史跡多田加助宅跡の枯損松伐採に係る現状変更 枝・幹は撤去済み、切り株が残っており、ブルーシートで土塁を保護している	本年度中に、切り株の撤去を行う
	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	設置設備・施工方法について協議中。来年度以降に設置する
いわれの地標柱等設置業務	「旧安楽寺大門跡の六地藏の松」説明板の設置 松枯れにより昨年伐倒した六地藏の松（堀金烏川岩原）の説明板を設置	1月14日設置完了
	いわれの地標柱の設置工事の実施（明科：新規設置1本、堀金：更新1本）	地元及び管理者等との協議を行い、本年度中に設置する

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会いの実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和2年度以降公共事業協議	令和2年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
明科廃寺出土遺物整理作業	平成30年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業の実施（本年度分国庫補助作業終了：11月30日）	次年度以降も引き続き整理作業を実施予定

埋蔵文化財 報告書作成作業	『平成31年度分試掘・立会報告』『穂高古墳群 E13号墳』『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業(入稿 → 校正 → 刊行)	『平成31年度分試掘・立会報告』『三枚橋遺跡(1995)』は印刷済 『穂高古墳群 E13号墳』は3月末刊行予定
------------------	--------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
中央図書館 映画上映会	『礪山劇場「若き芸術家の愛と煩悶」』 期日：2月5日(金) 場所：みらい	
中央図書館 おいしい安曇野塾	リモート開催 『今日からできる野菜づくりピククリ教室 ～酢で防除? 台所用品でここまでできる～』 講師：一般社団法人農山漁村文化協会 期日：2月13日(土) 場所：みらい	
中央図書館 大人のための 絵本講座	講師：北原 まりさん (塩尻市読書推進アドバイザー・絵本専門士) 期日：2月19日(金) 場所：みらい	
豊科図書館 チャレンジ講座	「和本講座」 期日：2月20日(土) 場所：きぼう	
豊科図書館開館 10周年記念講演会	リモート開催 「読書の愉しみ、執筆の醍醐味 ～ライターという生き方～」 講師：北尾 トロさん 期日：2月28日(日) 場所：きぼう	

<b>報告第3号</b>	教育部 学校教育課
令和3年2月15日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	令和2年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	<p style="text-align: center;">安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>

<b>報告第4号</b>	教育部 学校教育課
令和3年2月15日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	<p style="text-align: center;"><b>安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</b></p>



【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第5号</b>	教育部 文化課
令和3年2月15日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 財津 達弥

タイトル	新市立博物館の整備に向けた検討内容について
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する、実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる恐れのある案件として、非公開といたします。</p>